

女性に対するあらゆる暴力の根絶のための取組

－女性活躍加速のための重点方針2017策定に向けて－

警察庁

平成29年4月28日

施策名:「性犯罪被害者相談電話番号の統一化」

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。



性犯罪被害者相談電話番号の全国統一化

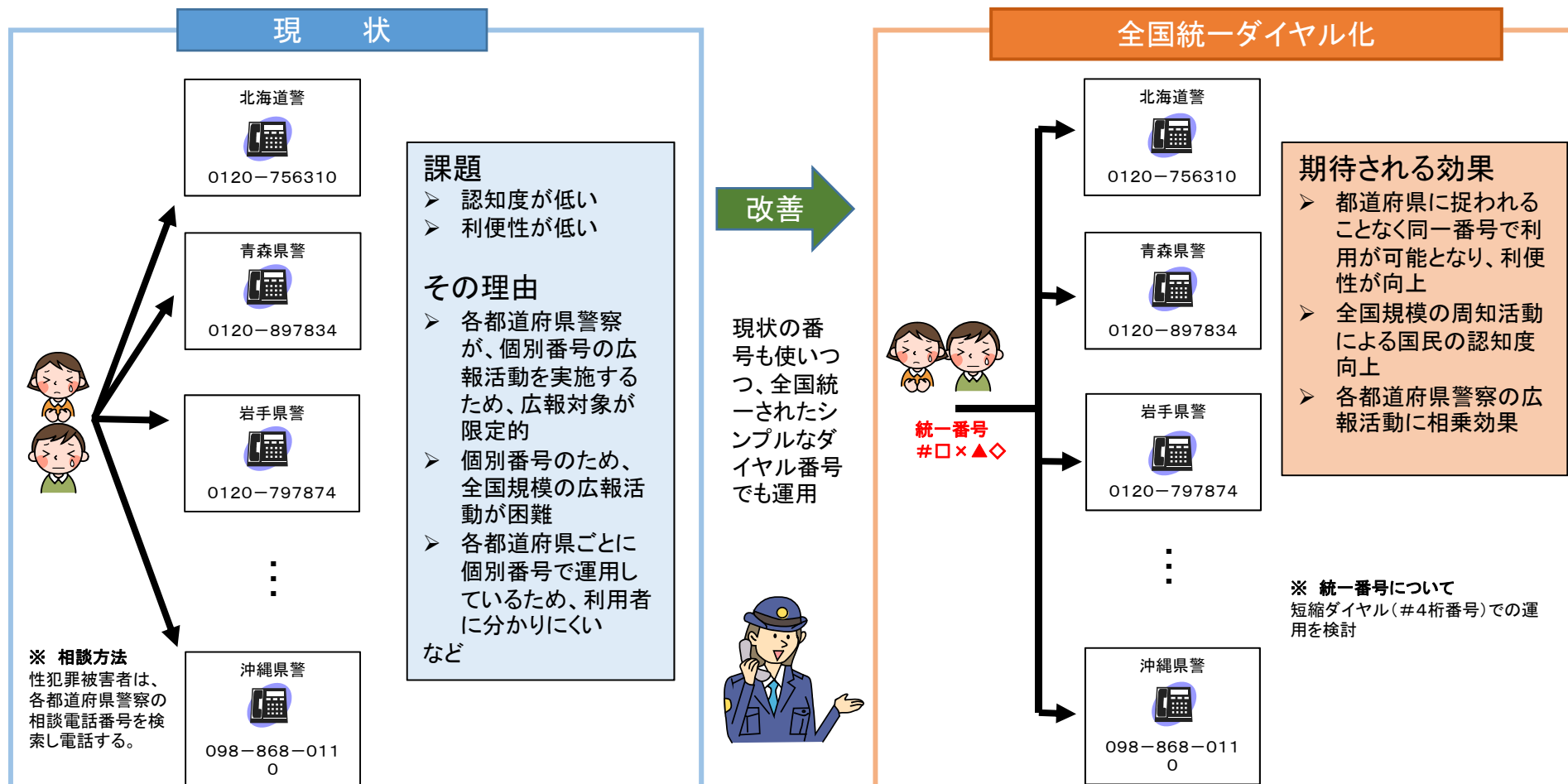
性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（#4桁番号）を導入。
（平成29年度予算案：3,359千円）



期待される効果

- シンプルな全国共通の性犯罪被害者相談電話番号の導入により、相談窓口の認知度がアップ。
- 相談者にとって相談窓口へのアクセスがより容易になることにより、性犯罪被害の潜在化防止に効果。

性犯罪被害者相談電話番号の統一化



施策名：「都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実」

犯罪被害者等に対するカウンセリング充実の必要性

「第3次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。



都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実

警察庁では、平成28年度から新規に予算措置（都道府県警察費補助金）し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導。

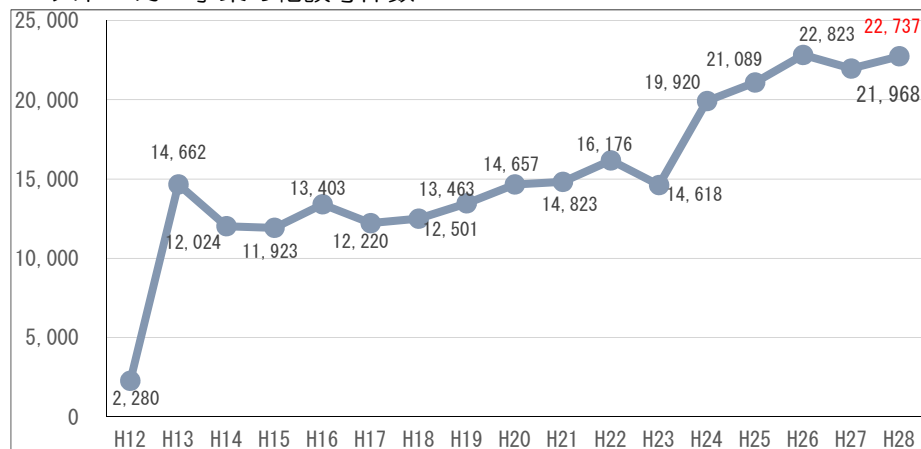
平成29年度においても、引き続き同額の予算を確保し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導。

（平成29年度予算案：28,156千円）

ストーカー事案への対応

現 状

● ストーカー事案の相談等件数



※ 相談等件数は、平成24年以降高水準で推移

- 重大事案に急展開するおそれ
- 検挙・警告等されても繰り返す、大胆な犯行
- 都道府県警察の負担増

主な対応策

- ・ 人身安全関連事案に対処するための体制の確立
- ・ 平成27～29年度地方警察官の増員

ストーカー総合対策(H27.3.20ストーカー総合対策関係省庁会議)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1 ストーカー事案に対応する体制の整備 | 2 被害者等の一時避難等の支援 |
| 3 被害者情報の保護 | 4 被害者等に対する情報提供等 |
| 5 ストーカー予防のための教育等 | 6 加害者に関する取組の推進 |

ストーカー規制法の改正(H28.12.14公布)

- 1 規制対象行為の拡大等
- 2 禁止命令等の制度の見直し
- 3 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止
- 4 ストーカー行為等の相手方に対する措置等
- 5 ストーカー行為等の防止等に資するための措置
- 6 罰則の見直し

1・3・4・5・6

～ 平成29年1月 3日施行
2 ～ 平成29年6月14日施行

平成29年度予算

ストーカー予防のための教育

知育・徳育活動(9百万円)

生徒対象啓発パンフレット、被害者等対象リーフレット、加害者対象リーフレットの作成等

被害者等の一時避難等の支援

一時避難(54百万円)

被害者の一時避難に係るホテル等宿泊費用の公費負担

加害者に関する取組の推進

ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療等との連携(15百万円)

ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス

調査研究(12百万円)

多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究

ストーカー事案に対応する体制の整備

調査研究(9百万円)

サイバーストーキングに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成

システムの検索機能高度化(12百万円)

ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化

児童の性的搾取等に係る対策

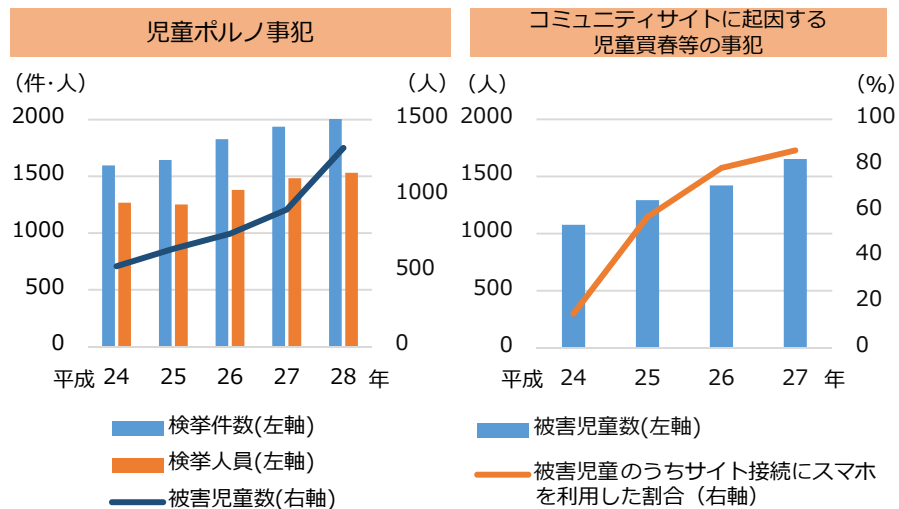
1. 児童の性的搾取等とは

児童買春、児童ポルノの製造等

児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等

その助長行為

2. 児童の性的搾取等をめぐる情勢



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 児童の性的搾取等に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

3. 基本計画策定の経緯

閣議決定 (平成28年 3月)

28年 4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

犯罪対策閣僚会議 (平成28年 4月)

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

局長級会議等 (平成28年 4月～)

基本計画策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

4. 基本計画の構成

第三次児童ポルノ排除総合対策(平成28年 7月12日付け犯罪対策閣僚会議決定)に規定の施策



未掲載の施策

6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

アダルトビデオへの出演強要問題・いわゆる「JKビジネス」問題に対する対応

現状

アダルトビデオ出演強要問題

- 詐欺・脅迫的な言動を用いた強制的な出演
- 出演を拒否しても、契約違反として多額の違約金請求により、出演を余儀なくされる
- 精神的・肉体的苦痛をもたらす深刻な人権侵害

全国調査結果（警察庁）

- 1 調査対象期間
平成26年1月～28年12月31日
- 2 調査事項
暴行・脅迫等のほか、欺罔・困惑や多額の違約金の請求等の手段により、AVへの出演を強要されたり、されそうになった相談。
- 3 調査結果
25件
内訳：10代4件、20代13件
30代4件、不明4件

「女性に対する暴力」に当たる重大な人権侵害であるとともに、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしの基盤を揺るがす問題であり、**政府を挙げて、根絶に取り組む必要がある。**

いわゆる「JKビジネス」問題

いわゆる「JKビジネス」とは

女子高生（JK）など、児童の性に着目した営業

健全な営業を装いながら、性的なサービスを提供させるものが存在

大都市を中心に、「散歩」等多様な形態で出現

被害事例

- 強制わいせつ（刑法）
- 児童買春（児童買春・児童ポルノ禁止法）
- 反倫理的性交（東京都青少年健全育成条例）
- つきまとい（ストーカー規制法）等

営業者の検挙状況

- 労働基準法違反（危険有害業務の就業制限）
- 風俗営業適正化法違反（年少者に関する禁止行為）
- 児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為） 等

対策

政府を挙げた取組

- H29.3 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議設置（関係府省局長級）
- H29.4 政府一体となった**緊急対策の実施**

～緊急対策の概要～

- 1 被害防止月間の新設（29年4月）
取組を緊急かつ集中的に実施
- 2 具体的な取組
 - ・ 取締り等の強化 ・ 相談体制の充実
 - ・ 被害防止のための教育・啓発の強化

広報啓発用資料



警察としての取組

これまでの取組や緊急対策等を踏まえ、都道府県警察に対し、次の通達等により、取締りの推進等適切な対応を指示

- H28.6 アダルトビデオへの強制的な出演等に係る相談等への適切な対応等について
- H29.3 アダルトビデオ出演強要問題及びいわゆる「JKビジネス」問題に対する緊急対策の推進について

ヒアリング項目：女性に対するあらゆる暴力の根絶

担当府省：警察庁

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 3 ストーカー事案への対策の推進
- 4 性犯罪への対策の推進
- 5 子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- 6 売買春への対策の推進
- 7 人身取引対策の推進
- 8 セクシュアルハラスメント防止対策の推進
- 9 メディアにおける性・暴力表現への対応

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	情報発信活動の推進と防犯教室の実施	(28年度当初予算) —
	性犯罪被害者支援のための各種取組の推進	(28年度当初予算) 94,489 の内数
	性犯罪被害者支援に携わる人材の育成	(28年度当初予算) 61,414 の内数
	安全安心まちづくりの推進	(28年度当初予算) —
	警察官による公衆トイレへの立寄り等の実施	(28年度当初予算) —
	ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する 物品の貸出し	(28年度当初予算) —
	警察庁職員・地方警察官の増員及び警察庁組織改 正	(28年度当初予算) —
	警察庁組織改正	(28年度当初予算) —
	ストーカー被害者の支援及び加害者に対する精神医 学的・心理学的アプローチ	(28年度当初予算) 128,740
	ストーカー被害防止のための、ポータルサイト、リーフレ ット及びDVDの作成・配布	(28年度当初予算) 7,876
	性犯罪に対する厳正な対処等 (女性警察官の配置等、職員に対する研修の充実 等)	(28年度当初予算) —
	性犯罪に対する厳正な対処等 (医療機関における性犯罪証拠採取セットの試行整 備)	(28年度当初予算) 672
	性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置 促進	(28年度当初予算) —
	関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団 体等との連携の促進	(28年度当初予算) 58,182 の内数

	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットの作成・配布	(2 8 年度当初予算)	2,605
	有害環境から児童を保護するための啓発資料の作成・配布	(2 8 年度当初予算)	481
2016	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	(2 9 年度予算)	28,156 の内数
	情報発信活動の推進及び防犯教室の実施	(2 9 年度予算)	-
	ストーカー事案等の人身安全関連事案への対策の推進	(2 9 年度予算)	110,244
	性犯罪に対する厳正な対処等 (医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備)	(2 9 年度予算)	-
	自画撮り被害児童の心理特性に関する調査	(2 9 年度予算)	35,842
	児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発	(2 9 年度予算)	1,105
	児童の性的搾取等に係る対策の基本計画の翻訳	(2 9 年度予算)	640
	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用等のインターネット利用に係る児童等の犯罪被害等を防止するための啓発資料の作成・配布	(2 9 年度予算)	3,086

○第4次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第7分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
配偶者からの被害を相談した者の割合（男女別）	男性：16.6% 女性：50.3% (平成26年)	男女計：37.2% 男性：16.6% 女性：50.3% (平成26年)	男性：30% 女性：70% (平成32年)
配偶者からの暴力の相談窓口の周知度（男女別）	男性：30.4% 女性：34.3% (平成26年)	男女計：32.4% 男性：30.4% 女性：34.3% (平成26年)	男女とも70% (平成32年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	88 か所 (平成27年11月)	98 か所 (平成28年11月)	150 か所 (平成32年)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数★	25 か所 (平成27年11月)	35 か所 (平成28年12月)	各都道府県に 最低1 か所 (平成32年)

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制度 改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
104	3-(6)-③	警察庁	情報発信活動 の推進と防犯教室の実施	子供や女性を対象とする犯罪を防止するため。	警察では、各都道府県警察等のウェブサイトや電子メール等を活用して、女性が被害に遭った事案等の情報を地域住民に提供するなど、情報発信活動を推進している。また、企業や学校と連携して防犯教室を開催するなどして、女性の防犯意識の向上を図っている。今後もこれらの取組を実施する。	－	－	－	都道府 県警察 におけ る取組	95
89	3-(6)-③	警察庁	性犯罪被害者 支援のための各 種取組の推進	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	・女性警察職員による「性犯罪110番」等の相談体制の充実 性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。 ・初診料、診断書料、緊急避妊に要する経費等の公費負担制度の充実 平成18年度から、性犯罪被害者に対し、緊急避妊等に要する経費を公費で負担することにより、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図っている。 ・カウンセリング費用の公費負担制度の充実 一部の都県警察でカウンセリング費用の公費負担制度が運用されている。	77,569	－	94,489 の内数	－	82 (都道 府県警 察におけ るカウンセ リング費 用の公費 負担制 度の全国 展開に向 けた充 実)
88	3-(6)-③	警察庁	性犯罪被害者 支援に携わる人 材の育成	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	・第一線の現場で被害者等と接する警察官に対する被害者等の心情に配慮するための教育の推進 犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者や部外有識者による講演会等を行っている。 ・カウンセリング技能を有する警察職員の活用 カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置し、平成19年度から、臨床心理士の資格を有する職員やその他の警察職員に対し、カウンセリング技能の向上を図るための専門的な研修への参加の促進を図っている。 ・精神科医、カウンセラー等との連携によるカウンセリング委嘱制度の運用 都道府県警察において、部外の精神科医、臨床心理士等に対し、犯罪被害者等へのカウンセリングや職員のカウンセリング技術向上を図るためのアドバイザー業務の委嘱を行っている。	72,896 の内数	－	61,414 の内数	－	－

120	4-(1)-①-エ*	警察庁	安全安心まちづくりの推進	犯罪防止に配慮した安全安心まちづくりの推進に伴う、公衆トイレの防犯環境整備のため。	警察では、自治体関係部局、施設管理者等と協働しつつ、公衆トイレにおける照度の確保、防犯ベルの設置等、犯罪抑止に配慮した公共施設等の環境設計を行うことにより、安全安心まちづくりを推進しており、今後も引き続きこの取組を実施していく予定である。	-	-	-	都道府県警察への通達「安全安心まちづくり推進要綱」（平成12年制定、平成26年最終改正）	-
121	4-(1)-①-エ*	警察庁	警察官による公衆トイレへの立寄り等の実施	公衆トイレにおける事件事故の未然防止を図るため。	警察では、これまでも、公衆トイレについて犯罪発生等のおそれが認められる場合には、必要に応じ、警察官がパトロールの際に立寄り等を行ってきたところであり、今後も引き続きこの取組を実施していく予定である。	-	-	-	-	-
98	3-(6)-③	警察庁	ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出し	ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等による被害を防止するため。	平成27年度においては、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等による被害を防止するため、平成27年度地方財政計画において、ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案による被害の防止に資する物品の貸出しに要する経費が盛り込まれた。平成28年度においても、引き続き平成28年度地方財政計画において、当該経費を盛り込んだ。	-	-	-	地方財政計画において措置	86（ストーカー事案等の人身安全関連事案への対策の推進）
97	3-(6)-③	警察庁	警察庁職員・地方警察官の増員及び警察庁組織改正	ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等を強化するため。	平成27年度においては、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策の強化のため、警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。平成28年度概算要求においても、同様に、警察庁職員及び地方警察官の増員要求を行うとともに、ストーカー対策推進室の設置を要求した。	-	-	-	平成28年度において、警察庁職員及び地方警察官の増員を盛り込んだ予算案を閣議決定。	86（ストーカー事案等の人身安全関連事案への対策の推進）
102	3-(6)-③	警察庁	警察庁組織改正	ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等を強化するため。	平成27年度においては、ストーカー対策推進室の設置を要求した。平成28年度概算要求においても、同室の設置を要求した。	-	-	-	-	86（ストーカー事案等の人身安全関連事案への対策の推進）

99	3-(6)-③	警察庁	ストーカー被害者の支援及び加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ	ストーカー事案による被害の未然防止及び拡大防止を図るため。	平成27年度においては、 ・被害者の一時避難及び必要な資機材の整備に係る都道府県への一部補助 ・ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法についての調査研究等を実施している。 平成28年度においても、引き続き当該経費の補助に係る予算を要求するとともに、新たに当該調査研究の結果を踏まえ、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する経費を計上した。	262,320	－	128,740	-	-
103	3-(6)-③	警察庁	ストーカー被害防止のための、ポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成・配布	ストーカー事案による被害の未然防止及び拡大防止を図るため。	平成27年度においては、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増幅を図るためのポータルサイト、リーフレット及びDVDの作成等を行っている。平成28年度においても、学校等で用いる生徒対象啓発パンフレットの作成等に係る予算を計上しており、今後もこれらの広報資料を活用しながら、女性の被害防止のための広報啓発を行う。	19,924	－	7,876	-	-
91	3-(6)-③	警察庁	性犯罪に対する厳正な対処等（女性警察官の配置等、職員に対する研修の充実等）	捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している（平成27年4月現在7,505名を指定）。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成28年度も、上記施策を推進する。	－	－	－	－	－
90	3-(6)-③	警察庁	性犯罪に対する厳正な対処等（医療機関における性犯罪証拠採取セットの試行整備）	被害者が届出を躊躇している性犯罪に関して証拠資料の消失防止を図り、被害の潜在化を防止する。	協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取セットをあらかじめ配備しておき、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害の届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めたときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるもの。 平成26年10月から5都道県、平成27年12月からは10都道県の医療機関において試行実施しており、平成28年度については、試行実施結果を踏まえつつ新たな配布先医療機関を選定するなどして、引き続き試行実施を継続するものとする。	672	－	672	－	81
86	3-(6)-③	警察庁	性犯罪被害者のためのワンストップ支援センターの設置促進	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	ワンストップ支援センターにおいて、被害者の要望に応じた支援をコーディネートできるよう、警察においても関係機関・団体との協力・連携を図る。	－	－	－	－	－
87	3-(6)-③	警察庁	関係機関や性犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等との連携の促進	性犯罪被害者の負担軽減、性犯罪の潜在化防止を目的とする。	性犯罪被害の潜在化防止のため、関係機関・団体と連携した取組を推進するほか、被害者等と接する警察官への教育を推進するとともに、警察による支援施策の周知を図る。	58,244 の内数	－	58,182 の内数	－	－

106	3-(6)-③	警察庁	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットの作成・配布	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る被害を防止するため。	平成27年度においては、出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る犯罪被害等を防止するためのリーフレットを作成し、警察庁ホームページにおいて公開するとともに、各都道府県警察を通じて、女子中学生・高校生等に配布している。平成28年度においても、新たなリーフレットを作成・配布し、出会い系サイト及びコミュニティサイト利用に係る被害防止のための広報啓発を行う。	2,605	－	2,605	－	100 (出会い系サイト及びコミュニティサイト利用等のインターネット利用に係る児童等の犯罪被害等を防止するための啓発資料の作成・配布)
105	3-(6)-③	警察庁	有害環境から児童を保護するための啓発資料の作成・配布	スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するため。	平成27年度においては、全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、インターネット利用の危険性や注意点をまとめた啓発用DVD（学齢別）及び保護者向けリーフレットを作成している。また、それらを保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ホームページ等にもそれぞれ掲載する。平成28年度においても保護者向けリーフレットを作成し、保護者説明会や非行防止教室における教材として活用するとともに、警察庁ホームページ等に掲載する。今後もこれらの広報資料を活用しながら、有害環境から児童を保護するための広報啓発を行っていく。	6,864	－	481	－	96 (自画撮り被害児童の心理特性に関する調査)

(注1) 「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について」(平成28年1月)での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2015」(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

なお、*を付した項目については「女性活躍加速のための重点方針2015の『4. 暮らしの質の向上のための取組』について」(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ)の記載箇所を示す。

(注3) 「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について」(平成28年1月)における記載内容である。

(注4) 「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について」(平成29年2月)での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通 し 番 号 (注1)	項目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
82	Ⅱ 1 (1) ①	警 察 庁	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	第2次犯罪被害者等基本計画に基づき開催された有識者検討会の提言を受け、警察庁において平成26年3月から、部外有識者による「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する研究会」が開催され、27年4月に、「一部の都県警察で運用されているカウンセリング費用の公費負担制度を国の支援・関与の下で全国展開していくことが望ましいこと」などを内容とする「犯罪被害者の精神的被害の回復に資する施策に関する報告書」を取りまとめた。 これを受けて警察庁では、28年度予算において、犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により予算確保した。	犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。	28,156 の内数	-	28,156 の内数	-	-
95	Ⅱ 1 (4) ①	警 察 庁	情報発信活動の推進及び防犯教室の実施	子供や女性を対象とする性犯罪等は、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせるものである。 子供や女性を守る取組として、犯罪に至らない段階での未然防止及び自衛意識の向上のための情報提供や防犯教育、自治体や民間団体が参加するネットワークとの協働による広報啓発活動等の推進に努めている。	○ 情報発信活動の推進 子供や女性を対象とする性犯罪の前兆と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止に係る啓発を促している。 ○ 防犯教室の実施 企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、犯罪被害の実態を踏まえた平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対処方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図っている。	-	-	-	-	都道府県警察における取組

86	Ⅱ 1 (2) ①	警察庁	ストーカー事案等の人身安全関連事案への対策の推進	ストーカー事案については、全国警察を挙げて対応を強力に推進しているところであるが、平成27年のストーカー事案の相談等件数は4年ぶりに減少したものの、法施行後から平成23年までに比べ、平成24年以降は高水準で推移しており、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。	○ 平成29年度において、 ・ ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットの作成等 ・ 被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 ・ ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部を都道府県に補助 ・ 多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組に関する調査研究 ・ サイバーストーカーキングに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成 ・ ストーカー事案等に係るシステムの機能高度化 等を実施し、人身安全関連事犯への対策の推進を目指す。 ○ ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、平成28年度における警察庁職員及び地方警察官の増員を措置した。 ○ 平成29年度において ・ ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策の強化のため、平成29年度における地方警察官の増員経費 ・ ストーカー事案を担当する警察庁職員の増員経費 を予算案に計上した。 ○ ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止のため、平成28年度地方財政計画に必要経費を計上し、ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出しを進めた。 ○ ストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止のため、平成29年度地方財政計画にストーカー及び配偶者からの暴力被害の防止に資する物品の貸出しに要する経費を盛り込んだ。	129,428	-	110,244	▲ 19,184	-
81	Ⅱ 1 (1) ①	警察庁	性犯罪に対する厳正な対処等 (医療機関における性犯罪証拠採取キットの試行整備)	被害者が届出を躊躇している性犯罪に関して証拠資料の滅失防止を図り、被害の潜在化を防止する。	協力の得られる医療機関に対し、国費による性犯罪証拠採取セットをあらかじめ配備しておき、当該医療機関を受診した性犯罪の被害者のうち、警察への被害の届出を躊躇している者の身体から、当該医療機関の医師等をして必要があると認めたときに資料採取を行い、当該資料について警察への提出を求めるもの。 警察においては、平成26年度から平成28年度にかけて14都道府県へ性犯罪証拠採集キットを整備し、試行を実施している。	672	-	-	-	-
96	Ⅱ 1 (4) ①	警察庁	自画撮り被害児童の心理特性に関する調査	児童ポルノ事犯は、平成27年における送致件数、被害児童数がいずれも統計を取り始めて以降最多となるなど深刻な情勢にある。特に、近年はだまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送られる「自画撮り」被害が増加傾向にあり、平成27年は被害児童数の約4割を占め、被害の防止対策が急務となっている。 このような状況を受け、自画撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する。	全国の中高生・保護者及び自画撮り被害に遭った児童・保護者を対象として自画撮り被害に係る意識等の調査・集計を実施する。 調査後は、当該結果を分析し、非行防止教室等の被害防止施策で活用する。	-	-	35,842	-	-

97	Ⅱ 1 (4) ①	警察庁	児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発	児童買春事犯の被害児童数は、平成26年から増加に転じており、また、児童ポルノ事犯の被害児童数は、統計を取り始めた平成12年以降、最多となるなど深刻な情勢にある。 このような状況を受け、児童買春及び児童ポルノが児童の人権を侵害する悪質な犯罪であることを一般国民に周知することで、児童の性的搾取事犯から社会全体で児童を守る。	児童買春・児童ポルノ防止のための、一般向けの広報啓発用ポスターを作成し、全国の警察施設、駅等の公共施設の掲示板に掲出するとともに、警察庁ホームページにも掲載する。	-	-	1,105	-	-
98	Ⅱ 1 (4) ①	警察庁	児童の性的搾取等に係る対策の基本計画の翻訳	国際社会においては、国連特別報告者から訪日報告書の中で「娯楽産業において児童が性の商品として扱われている」と指摘されるなど、我が国における児童の性的搾取等に係る対策に対して厳しい目が向けられている。 一方、国内においては、平成28年4月以降、国家公安委員会が、児童の性的搾取等に係る対策に関し関係府省庁間の必要な総合調整等を行うこととなったところであり、これを受け28年4月以降、国家公安委員会は関係府省庁連絡会議を開催しており、28年度末には児童の性的搾取等に係る対策の基本計画を策定する予定である。 このような現状を受け、我が国における児童の性的搾取等に係る対策の基本となる前記計画を翻訳し、同計画の内容を諸外国に向け発信することにより、児童の性的搾取等に係る対策に関し、国際社会での我が国に対する評価の向上を図る。	上記関係府省庁連絡会議において検討して犯罪対策閣僚会議において決定した児童の性的搾取等に係る対策の基本計画を英語に翻訳した上で公表し、諸外国に向け発信する。	-	-	640	-	-
100	Ⅱ 1 (4) ①	警察庁	出会い系サイト及びコミュニティサイト利用等のインターネット利用に係る児童等の犯罪被害等を防止するための啓発資料の作成・配布	児童のスマートフォン所有率が上昇する一方、フィルタリング利用率の低調や、コミュニティサイトの利用に起因する犯罪被害児童数の増加等、児童を取り巻くインターネット利用に係る環境は極めて憂慮すべき状況にある。 このような状況を受け、スマートフォンに対応したフィルタリングの普及や児童のモラル教育の充実、広報啓発の推進を図ることで、コミュニティサイト利用等インターネット利用による犯罪被害等を防止する。	全国で発生している被害事例や非行事例を集約し、出会い系サイトやコミュニティサイト等のインターネット利用に係る犯罪被害等を防止するための各種リーフレットを作成し、各都道府県警察を通じて非行防止教室等の機会に活用・配布するとともに、警察庁ウェブサイトに掲載する。	3,086	-	3,086	0	-

(注1)『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』(平成29年2月)での整理上の番号を示す。

(注2)「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注3)『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』(平成29年2月)における記載内容である。